

<p>ご利用いただける方</p>	<p>下記の条件をいずれも満たされる方</p> <p>①当金庫および他行での住宅ローンのご利用状況が次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の住宅ローンをご利用いただき、ご返済実績が3年以上かつ直近3年間のご返済期間中に1回も延滞がない方 ・当金庫の住宅ローンを過去1年以内に完済され、完済までの直近3年間のご返済期間中に1回も延滞がない方 ・他行で住宅ローンをご利用され、ご返済実績が3年以上かつ直近3年間のご返済期間中に1回も延滞がない方 <p>※当金庫の住宅ローンは当金庫の各種リフォームローンならびに当金庫において住宅金融支援機構の代理貸付のご利用を含みます。 ※他行での住宅ローンは他行において住宅金融支援機構の代理貸付のご利用を含みます。</p> <p>②お申込時の年齢が満18歳以上満65歳未満の方で最終ご返済時の年齢が満75歳未満の方</p> <p>③給与所得者で同一勤務先に2年以上勤務されている方、自営業者、会社役員の場合は営業実績3年以上の方</p> <p>④前年度税込年収300万円以上の安定した収入がある方</p> <p>⑤団体信用生命保険にご加入できる方（保険料は当金庫が負担します）</p> <p>⑥増改築、リフォーム工事完了確認後のご融資実行でご融資金をリフォーム業者等へお振込していただける方</p> <p>⑦当金庫が指定する保証会社（尼信保証株式会社）の保証が受けられる方</p> <p>⑧当金庫の会員資格を有する方（当金庫の営業地域内にお住まいの方、またはお勤めの方）</p>
<p>お使いみち</p>	<p>お申込人の持家でお申込人が実際にお住まいになっている住宅にかかる次の資金</p> <p>①ご自宅のリフォーム(増改築・修繕)工事の資金およびそれに伴う諸費用（一括払時の保証料を含みます）</p> <p>②他行でのリフォームローンの借換資金および借換に伴う繰上げ返済手数料（上記①と合わせてのお申込に限りです）</p> <p>※ただし、借換の対象となるローンは、お申込人ご本人のお借入で、かつ借換直前3ヵ月の約定返済において3営業日以上延滞が1度もないものに限りです。</p> <p>【ご融資の対象となる自宅の条件】 お申込人の持家で、住宅ローン以外の担保設定もしくは差押等の各種(仮)登記がないもの。</p> <p>【ご融資の対象とならないもの】 次のいずれかに該当する場合はご融資の対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事代金等のお支払先がお申込人またはその配偶者、親、子が経営されている法人、自営業者の場合 ・すでにお支払済の資金
<p>ご融資金額</p>	<p>10万円以上500万円以内（10万円単位）</p>
<p>ご融資金利</p>	<p>変動金利型 年2.600%（2026年4月1日現在）住宅ローン最優遇金利連動</p> <p>※金利変動後のご融資金利（以下、「適用金利」）が年1.700%以下となる場合は適用金利は年1.700%とさせていただきます。</p> <p>※当初のご融資金利はお申込時点の金利ではなく、お借入時点の金利が適用となります。</p> <p>※ご融資金利については「窓口」までお問い合わせください。</p>
<p>ご融資期間</p>	<p>10年以内（1ヵ月単位）</p>
<p>ご返済方法</p>	<p>毎月元利均等分割返済 ※ご融資金額の50%以内で半年毎の増額（ボーナス）返済の併用が可能です。</p>
<p>連帯保証人・担保</p>	<p>原則不要です。</p>
<p>ご用意いただくもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所得証明資料 給与所得者の場合：源泉徴収票、住民税決定通知書 個人事業者の場合：確定申告書3期分、納税証明書（その1、その2、その3の2）3期分 会社役員の場合：法人決算書3期分、住民税決定通知書 ●本人確認書類： ①運転免許証、顔写真付住民基本台帳カード、個人番号カードなど ②日本国籍以外の方は在留カード(永住許可のあるもの)もしくは特別永住証明書 ●資金使途証明資料：工事見積書および工事請負契約書 ●直近3年間における住宅ローンの返済状況が確認できる資料（ご返済口座通帳） ●借換資金をお申込の場合、借入金融機関が発行するご返済予定明細、ご返済口座通帳など ●土地・建物の不動産登記簿謄本（申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの） ●勤続年数確認資料（源泉徴収票等） ●印鑑証明書2通 ●リフォーム工事前・リフォーム工事後の写真 ●印鑑（ご実印・お届出印）

<p>保証料</p>	<p>年 0.900%（ご融資実行時に一括して保証会社あてにお支払いいただきます。） ※ご融資金額 1 万円に対する保証料の目安（保証料 年 0.900%）</p> <table border="1" data-bbox="480 241 1366 443"> <tr> <td>返済期間</td> <td>12 ヶ月</td> <td>24 ヶ月</td> <td>36 ヶ月</td> <td>48 ヶ月</td> <td>60 ヶ月</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>57</td> <td>109</td> <td>159</td> <td>209</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>72 ヶ月</td> <td>84 ヶ月</td> <td>96 ヶ月</td> <td>108 ヶ月</td> <td>120 ヶ月</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>305</td> <td>351</td> <td>395</td> <td>438</td> <td>480</td> </tr> </table>	返済期間	12 ヶ月	24 ヶ月	36 ヶ月	48 ヶ月	60 ヶ月	保証料 (円)	57	109	159	209	257	返済期間	72 ヶ月	84 ヶ月	96 ヶ月	108 ヶ月	120 ヶ月	保証料 (円)	305	351	395	438	480
返済期間	12 ヶ月	24 ヶ月	36 ヶ月	48 ヶ月	60 ヶ月																				
保証料 (円)	57	109	159	209	257																				
返済期間	72 ヶ月	84 ヶ月	96 ヶ月	108 ヶ月	120 ヶ月																				
保証料 (円)	305	351	395	438	480																				
<p>ご融資後の融資金利 見直しルール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●当金庫住宅ローン最優遇金利（以下、「基準金利」）を基準として変動します。 ●ご融資期間中の金利の見直しは年 2 回行います。 ●毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日を基準日として見直し、基準日における基準金利とその直前の金利変更基準日における基準金利とを比較し、基準金利が変更となった場合に、その変更幅と同じだけ引き下げまたは引き上げします。 ●見直し後のご融資金利適用開始日 基準日以降最初に到来する 6 月または 12 月の約定返済日の翌日から変更いたします。半年毎のご返済がある場合も同様とします。 																								
<p>ご返済額の 見直しルール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●年 2 回、金利が変更されてもご返済額の中の元本分とお利息分の割合を調整することで毎回のご返済額は 5 年間変更いたしません。 ●5 年ごとのご返済額の変更は変更前の毎回返済額の 1.25 倍を上限とします。なおご返済額が減少した場合は下限を定めず減額いたします。 <p>※5 年間とは、ご融資実行日以降 10 月 1 日を 5 回経過した年の 12 月の約定返済日までです。 ※最終期限に融資金の一部および未払利息が残る場合には、最終期限に一括してお支払いいただきます。</p>																								
<p>増築の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●増築の場合は、必要な登記手続き等を行っていただく必要があります。リフォーム対象物件が当金庫からのご融資の担保となっている場合（当金庫からのご融資にともない保証会社が担保設定している物件も含む）、必要な登記手続き並びに追加担保設定手続きを行ったことを当金庫で確認させていただいてからのご融資実行となります。 <p>※登記完了後の不動産登記簿謄本、建物図面を提出していただきます。</p>																								
<p>保証会社</p>	<p>尼信保証株式会社</p>																								
<p>手数料</p>	<p>一部繰上返済、全額繰上返済、毎月の返済額の変更等、返済条件の変更をされる場合には当金庫所定の手数料が必要となります。</p>																								
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>融資商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9 時～17 時 電話：06-6412-5576）にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9 時～17 時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>																								
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・借換の場合は完済した金融機関の計算書をご提出いただきます。 ・お取引内容によっては当金庫出資金をお申込いただき、当金庫の会員となってお申込いただく必要があります。 ・店頭でご返済額の試算をさせていただきますのでご相談ください。 ・お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。 ・ご融資金はお申込人の普通預金口座に入金させていただきます、お申込人名義でお支払先にお振込いただきます。（※振込手数料は別途ご負担いただきます。） ・詳細については、「窓口」までお問い合わせください。 																								

(2026 年 4 月 1 日現在)